

指定給水装置工事事業者 新規指定手続きについて

(個人の場合)

(個人の場合)

《目 次》

目次	・ ・ ・	1p
新規手続きについて	・ ・ ・	2p
申請手続きのながれ	・ ・ ・	3p
提出書類一覧	・ ・ ・	4p
提出書類について	・ ・ ・	5p
各書類の記載例	申請書	・ ・ ・ 6p,7p
	誓約書	・ ・ ・ 8p
	機械器具調書	・ ・ ・ 9p
	器具名称とその写真	・ ・ ・ 10p

新規指定手続きについて

新規指定に関する内容をご確認いただき、更新書類の作成、申請手続きをお願いいたします。

書類の提出後、新規指定が決定しましたら指定証交付式を行います。

その際に、新規指定工事業登録手数料 10,000円のお支払いをお客様センターでお願い致します。

(交付式の日付は別途お客様サービス課担当よりご連絡させていただきます。)

《新規手続きに関する問い合わせ先》

〒621-0805

京都府亀岡市安町釜ヶ前20番地

亀岡市上下水道お客様センター

Tel: 0771-25-6702

《申請手続きのながれ》

申請書類の作成



申請書類の提出

新規指定に関する内容をご確認いただき、更新書類の作成、
申請手続きをお願いいたします。
書類の提出後、新規指定が決定しましたら指定証交付式を行います。



書類に関する審査



指定証の交付

《指定証交付式》

準備でき次第お客様サービス課担当より日程調整のご連絡させていただきます。

〈交付式の際にお持ちいただくもの〉

指定手数料10000円、事業者証受領書、給水装置工事主任技術者選任届出書
(事業者証受領書と給水装置工事主任技術者選任届出書は事前に送付します。)

(個人の場合)

提出書類一覧

No.	提出書類	提出部数
①	申請書	1 部
②	住民票 (申請日より3ヶ月以内のもの)	1 部
③	誓約書	必要 数
④	主任技術者免状の写し	必要 数
⑤	機械器具調書	1 部
⑥	器具名称とその写真	1 部

1:提出の際にチェックシートで最終確認してください。

チェックシートも申請書類と一緒に提出してください。

2:指定工事業者新規手数料は10,000円です。

(申請後、指定証交付式の際にお客様センターでお支払いをお願い致します。)

提出書類について（個人の場合）

① 《申請書》

同封しています『指定給水装置工事事業者指定申請書』（様式第1）を使用してください。
名称の郵便番号・ふりがなの記載も含め、もれなく記載いただきますようお願いします。

② 《住民票》

代表者の住民票で申請日より3ヶ月以内のものを提出してください。

③ 《誓約書》

代表者の誓約書（別紙様式第2）を自筆署名で作成してください。

④ 《主任技術者免状の写し》

申請書に記載された方の主任技術者免状の写しです。

⑤ 《機械器具調書》

所有されている機材の調書です。各欄ご記入ください。

⑥ 《器具名称とその写真》

機材の写真です。名称もご添付ください。

※ ⑤、⑥については整合がとれるように留意し、ご作成ください。

様式第 1(第 18 条関係)

(例)

指定給水装置工事事業者指定申請書

(あて先) 亀岡市長

年 月 日

申請者 フリガナ カメカシツビ
氏名又名称 亀岡市設備
郵便番号 〒621-0805
住 所 京都府亀岡市安町釜ヶ前20番地

フリガナ カメカ タロウ
代表者氏名 亀岡 太郎
電話番号 0771-23-9311
FAX番号 0771-25-6336

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、
同法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の指名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
カメカ タロウ 亀岡 太郎	
事業の範囲	(例)管工事 上下水道設備工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考)この用紙の大きさは、A列 4 番にすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	(例) 亀岡市設備
上 記 事 業 所 の 所 在 地	(電話・FAXも記入) 京都府亀岡市安町釜ヶ前20番地 TEL 0771-23-9311 FAX 0771-25-6336
上記事務所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の名前	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
亀岡 太郎 亀岡 次郎	第〇〇〇〇〇〇号 第〇〇〇〇〇〇号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事務所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の名前	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(例)

様式第 2(第 18 条及び第 34 条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第 25 条の
3 第 1 項第 3 号イからエまでのいずれにも該当しない者であることを
誓約します。

年 月 日

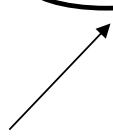
申 請 者

氏名又は名称 亀岡市設備

住 所 京都府亀岡市安町釜ヶ前20番地

代 表 者 氏 名 亀岡太郎

(注)自筆署名をお願いします。



(あて先)亀岡市長

(例)

機 械 器 具 調 書

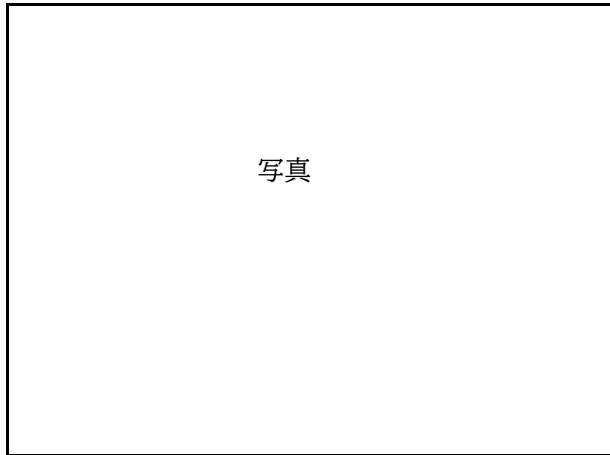
年 月 日現在

各欄にかならず記載してください。

種 別	名 称	形式・性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	塩ビ用カッター	新ダイワ100p	1	
	金きりノコ		2	
管の加工用の 機械器具	ヤスリ		1	
接合用の 機械器具	パイプレンチ		1	
水圧テストポン プ	水圧テストポンプ	手動式	2	
	自動録水圧測定器	フジテコム FJN-501	1	

(例)

機 械 器 具 写 真



管の切断用の機械器具

・塩ビ用カッター

・金きりノコ



管の加工用の機械器具

・ヤスリ

・
・
・
・
・

業者名

※提出書類 No.1～No.6 の 最終チェックをお願いします。このチェックシートは、
他の提出書類と一緒にお客様センターに提出して下さい。

指定給水装置工事事業者受付チェックシート（個人新規）

No.	チェック	提出書類	注意事項			
1		申請書（様式第1）	郵便番号・ふりがな、従業員 主任技術者の氏名・交付番号			
2		住民票	申請日より3ヶ月以内のもの（対象：代表者）			
3		誓約書（様式第2）	代表者の 自筆署名（手書き）			
4		主任技術者免状の写し				
5		機械器具調書	次に定める機械器具を有すること ア 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具 イ やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具 ウ トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具 エ 水圧テストポンプ （0.75MPaの加圧を15分以上確認できる記録紙が提出できるもの）			
6		器具名称とその写真	機械器具調書の器具名・数量と一致した写真を添付すること			
不足書類等の記載とその対応						
決 裁 欄（ 年 月 日）					確認日 /	受付日 /
課 長	副課長	係長	担当	合議	確認者：	受付者：